

療養担当規則

入院基本料に関する事項

【急性期一般入院料 1】

東 3 病棟

当病棟では 1 日 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 10 人以内です。
- ・夕方 16 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 10 人以内です。

東 4 病棟

当病棟では 1 日 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 10 人以内です。
- ・夕方 16 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 10 人以内です。

西 3 病棟

当病棟では 1 日 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 6 人以内です。
- ・夕方 16 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 14 人以内です。

【地域包括ケア病棟入院料 1】

西 2 病棟

当病棟では 1 日 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 9 人以内です。
- ・夕方 16 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 15 人以内です。

療養担当規則

DPC 対象病院

当院は入院医療費の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院（DPC 対象病院）となっています。医療機関別係数は次のとおりです。

【医療機関別係数 1.4247】

(DPC 標準病院群基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3202 + 機能評価係数Ⅱ 0.0525 + 救急補正係数 0.0069 + 激変緩和係数 0.0000)

入院時食事療養費に係る食事療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合、午後 6 時以降）、適温で提供しております。

明細書の発行について

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書】の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、代理の方が会計を行う場合、その方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

療養担当規則

保険外負担について

【療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い】

特別療養環境室(差額室料)の種類と料金			
区分	病室番号	病床数	病床使用日額 (税込)
特別室 SA	510・511	2床	35,000円
特別室 SB	508	1床	33,000円
特別室 A	512・513・515	3床	13,200円
特別室 B	501・502・503・505・506・507	6床	11,000円
特別室 C	1318	1床	12,000円
特別室 D	1308・1310	2床	11,000円
特別室 E	1210	1床	10,000円
特別室 F	1201・307・308・408・410	5床	8,800円
2人床	1202・1211・1212・1213・1215 1216・1217・1218・1311・1312 1313・1315・1316・1317	28床	3,300円

* 特別療養環境室(差額室料)の利用料には、テレビ・冷蔵庫の使用料が含まれています。

診断書(証明書)料	金額	予防接種	金額
医療費支払証明書、オムツ証明書	1,100円/枚	インフルエンザ(一般)	5,500円/回
発病及び初診時証明書	1,100円/枚	肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)	7,400円/回

療養担当規則

選定療養費について

【入院期間が180日を超える入院】

入院医療の必要性が低い患者様の事情等により長期にわたり入院される場合、患者様の自己の選択に係るものとして、入院料の100分の15に相当する金額を選定療養費としてお支払いいただきます。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品(長期収載品)の処方】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品(長期収載品)の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

また、先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1相当を、特別な料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別な料金は要りません。